ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律等の制定に伴う関係指針の一部改正等に関するパブリック・コメント（意見公募手続）の実施について

令和８年１０月３０日
こども家庭庁生育局母子保健課
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
厚生労働省医政局研究開発政策課再生医療等研究推進室
厚生労働省医薬局医療機器審査管理課
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

この度、「ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律（令和８年法律第 70 号）」及び当該法律に基づく政令、省令及び告示の制定に伴い、「ヒト受精胚を作成して行う研究に関する倫理指針」（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第２号）、「ヒト ES 細胞の樹立に関する指針（平成 31 年文部科学省厚生労働省告示第４号）」、「ヒト ES 細胞の分配機関に関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 69 号）」、「ヒト ES 細胞の使用に関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 68 号）」及び「ヒト iPS 細胞等から生殖細胞又はヒト胚モデルの作成を行う研究に関する指針（平成 22 年文部科学省告示第 88 号）」について所要の改正を行い、「ヒト受精胚の提供を受けて行う遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針（平成 31 年文部科学省・厚生労働省告示第３号）」については、廃止することといたしました。

つきましては、本件に関し、行政手続法第３９条などに基づき、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【１． 案の具体的内容】

別添参照

・「ヒト受精胚を作成して行う研究に関する倫理指針」条文（案）
・「ヒト ES 細胞の樹立に関する指針」新旧対照条文（案）
・「ヒト ES 細胞の分配機関に関する指針」新旧対照条文（案）
・「ヒト ES 細胞の使用に関する指針」新旧対照条文（案）
・「ヒト iPS 細胞等から生殖細胞又はヒト胚モデルの作成を行う研究に関する指針」新旧対照条文（案）
・「ヒト受精胚の提供を受けて行う遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」
・指針改正の概要

【２．提出期限】

令和８年１１月３０日　必着

【３．意見の提出方法】

御意見には理由を付して、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできかねますので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

（2）郵送・電子メールにて意見を提出する場合

住所：〒１００－８９５９　東京都千代田区霞が関３－２－２

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室　宛

電子メールアドレス：public-mext@mext.go.jp

（判別のため、件名は【ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律等の制定に伴う関係指針の一部改正案等への意見】として下さい。また、コンピューターウィルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい。）

【４．意見提出様式】

「ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律等の制定に伴う関係指針の一部改正案等への意見」

・氏名
・住所
・電話番号
・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別葉としてください（１枚１意見、１メール１意見としてください）。

【５．備考】

・御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
・御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表される場合がございます。
・氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の

用途では使用いたしません。

（研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室）